

令和 8 年度芽室町議会議員研修（9 月開催）について

1 令和 8 年度芽室町議会議員研修方針

芽室町議会基本条例第 6 条に規定する「議員の政策形成及び立案能力等の向上を図る」ため、芽室町議会議員研修要綱第 4 条に基づき、令和 8 年度の研修計画を次のとおり定めます。なお、芽室町議会災害時対応基本計画（ver3.0／令和 2 年 11 月改訂）に規定する警戒ステージ等の変化に応じ、研修手法や実施の可否を適宜検討の上、決定することとします。

2 令和 8 年度芽室町議会議員研修実施計画（要綱第 4 条）

（1）専門研修（実務研修）

- ① 議会活動をアップデートする生成 A I ～理論と実践で学ぶ新たな可能性～
 - ・講 師：山内健輔氏（一般社団法人 Maniken 研究員／崇城大学非常勤講師）
 - ・日 時：5 月 2 8 日（木）14 時 30 分～17 時
- ② 地方財政の現状と道内市町村の課題
 - ・講 師：今井太志氏（北海道大学公共政策大学院教授）
 - ・日 時：7 月 3 日（金）9 時～11 時

（北海道町村議会議長会主催議員研修会翌日日程）

（2）一般研修（議員一般研修）

- ① 栗山町議会基本条例制定 20 周年記念事業＜栗山町：5 月 17 日（日）＞
- ② 北海道町村議会議長会主催議員研修会＜札幌市：7 月 2 日（木）＞
- ③ 十勝町村議会議長会主催議長・事務局長研修会
＜東北ブロック町村：8 月 26 日（水）＞
- ④ 全国町村議会議長会主催町村議会議員のハラスメント防止動画研修
＜視聴期限：9 月 30 日（水）＞
- ⑤ 十勝町村議会議長会主催議員研修＜足寄町：10 月 14 日（水）＞

令和 8 年度芽室町議会議員研修計画案（9 月開催）
町村議会議員のハラスメント防止動画研修

芽室町議会ハラスメント条例第 10 条に基づく研修として、全国町村議会議長会主催「町村議会議員のハラスメント防止動画研修」を、令和 8 年度芽室町議会議員研修計画の一般研修（議員一般研修）に位置付け、次のとおり実施する。

1 研修概要

項 目	内 容
研修題目	議会活動におけるハラスメントについて
講 師	太田雅幸氏（弁護士・東京弁護士会）
受講方法	各議員による個別の動画視聴（約 1 時間 40 分）
視聴期限	令和 8 年 9 月 30 日（水）
研修報告	視聴後、研修成果報告書を 10 月 7 日（水）までに議会事務局に提出。

2 研修目的

議会活動における各種ハラスメントについて理解を深め、議員間及び議員と職員との適切な関係を確認するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に向けた意識の向上を図る。

3 主な研修内容

- （1）ハラスメントの基本的な考え方
- （2）パワーハラスメント
- （3）セクシュアルハラスメント
- （4）マタニティハラスメント・パタニティハラスメント
- （5）SOGI ハラスメント
- （6）議員間のハラスメント
- （7）有権者から議員に対する「票ハラ」
- （8）ハラスメント防止に関する相談・調査体制及び例規の整備

4 受講方法

各議員は、議会事務局から案内する方法により、令和 8 年 9 月 30 日（水）までに動画を視聴する。視聴後は、芽室町議会議員研修要綱第 6 条に基づき、研修成果報告書を 10 月 7 日（水）までに議会事務局に提出する。

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 2 月 15 日議会運営委員会決定)

(目的)

第 1 条 [この要綱](#)は、芽室町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員(前期・後期)研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 [この要綱](#)の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(実施期日)

1 [この要綱](#)は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般研修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	・ 新任議員研修会(前期・後期) ・ 北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	・ 議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) ・ 議長、副議長、正副委員長研修会
	議員一般研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	・ 議員研修会(北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等)
専門研修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	・ 議員専門研修(予算・決算等)
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	・ 議員専門研修(政策等)
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	・ 議員専門研修(課題別)

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成果(具体的に)